



社会を新たなステージへ、ともに歩もう、ともに変えよう ～仲間の輪を広げ 安心社会をめざす～

日本労働組合総連合会沖縄県連合会

会長 仲宗根 哲

2024年のスタートは、石川県能登半島の地震、さらに航空機事故が発生し、多くの方がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りするとともに、被災にあわれた方に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い、復旧・復興を祈念致します。

そんな中、いち早く救助・支援に駆け付ける心ある方々に本当に敬意を表します。

労働組合の原点は、「支えあい・助け合い」であり、連合が社会貢献活動を積極的に行う理由であります。あえていえば、「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」からです。(ILO フィラデルフィア宣言)

連合の行動指針「私たちは、社会の一員であることを自覚し、地域及び国際社会において、平和・人権・福祉・環境・教育・安全など、広範な社会貢献活動に取り組む」ことを掲げています。労働組合が活動するには、社会が平和で安定しているが前提条件であるからです。

今回の災害にもいち早く緊急募金をスタートし、現地組合員をはじめ支援にあたっています。今後も早期の復興を目指し取り組んでいきます。

働くことを軸とし、多様性を受け入れる安心社会

連合がめざす社会は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会であり、加えて、「持続可能性」と「包摶」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらずジェンダー平等や多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会です。

みんなで賃上げ・ステージを変えよう

2024 春季生活闘争は、経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場であり、その最大のカギは、社会全体で問題意識を共有し、持続的な賃上げを実現することです。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取組強化を促す観点から、前年を上回る5%以上の賃上げを目指します。中小組合で賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、格差是正分を含め 15,000 円以上を目安とします。中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金引上げに向けて、政府が策定した「労務費の転嫁の在り方」についての指針が実効性ある内容となるよう働きかけるなど、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」にも取り組まなければなりません。

政府も5%以上の賃上げを方針とし、経団連も構造的な賃上げの必要性を認めています。国レベルでの政労使の会議でも意見は一致しています。厚労省は、政労使会議の地方版を推奨しており、沖縄県においても3月に労使による懇談会および地方版政労使会議が開催されます。

社会全体が賃上げと経済の好循環を求め、人財不足の現状を打破していこうという機運に満ちていくように取り組んでいくことがナショナルセンターである連合の役割ととらえ、持続的な賃上げ、社会のステージ転換に向け連合沖縄はすべての人が平和で安心、安定した生活に向け取り組んでいきます。

試験

令和6年度前期 技能検定受検案内

1 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の令和6年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受 檢 受 付		令和6年4月3日(水)から4月 16 日(火)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) https://www.oki-vada.or.jp
実技 試験	問題公表	令和6年5月 30 日(木)
	実 施	令和6年6月6日(木)から8月 11 日(日)まで ★ 令和6年6月6日(木)から9月 8 日(日)まで
学 科 試 験		令和6年7月 14 日(日) ★ 令和6年8月 18 日(日)、8月 25 日(日)、9月 1 日(日)
合 格 発 表		令和6年8月 30 日(金) ★ 令和6年 10 月 4 日(金)

★3 級職種が対象

学科試験日程

学 科 試 験	期 日	開始時刻	検定職種
	令和6年7月 14 日(日)★	10:30	園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、 とび、左官
		13:15	造園、機械検査、シーケンス制御、建築大工、塗装、フラー装飾
	令和6年8月 18 日(日)	10:00	造園、サッシ施工、建築塗装、金属塗装、産業洗浄
		13:15	とび、防水施工(各作業職種)
	令和6年8月 25 日(日)	10:00	機械加工(各作業職種)、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工(各作業職種)
		13:15	電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作
	令和6年9月 1 日(日)	10:00	園芸装飾、非接触除去加工、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装
		13:15	建築板金(各作業職種)、工場板金、路面標示施工、塗料調色、フラー装飾

★3 級職種が対象

実技試験統一実施日

実 技 試 験	期 日	開始時刻	計画立案等作業試験
	令和6年8月 18 日(日)	13:15	高圧洗浄作業(単一等級)
	令和6年8月 25 日(日)	13:15	マシニングセンタ作業(1・2級)
			数値制御旋盤作業(1・2級)
			建設機械整備作業(1・2級)
	令和6年9月 1 日(日)	13:15	ワイヤ放電加工作業(1・2級)

[実施職種]

○ 1・2級(26職種 38作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	とび	とび作業
造園	造園工事作業	左官	左官作業
機械加工	普通旋盤作業	タイル張り	タイル張り作業
	数値制御旋盤作業	置製作	置製作作業
	フライス盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	マシニングセンタ作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
非接触除去加工	ワイヤ放電加工作業		シーリング防水工事作業
鉄工	構造物鉄工作業		改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
建築板金	内外装板金作業	内装仕上げ施工	FRP防水工事作業
	ダクト板金作業		プラスチック系床仕上げ工事作業
工場板金	打出し板金作業		鋼製下地工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業		ボード仕上げ工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業		化粧フィルム工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
家具製作	家具手加工作業	表装	壁装作業
建具製作	木製建具手加工作業	塗装	建築塗装作業
印刷刷	オフセット印刷作業		金属塗装作業
石材施工	石張り作業	フラー装飾	フラー装飾作業

○ 単一等級(3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーク工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

○ 3級(11職種 14作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	電子機器組立て	電子機器組立て作業
造園	造園工事作業	シーケンス制御	シーケンス制御作業
機械加工	普通旋盤作業	建築大工	大工工事作業
	数値制御旋盤作業	とび	とび作業
	フライス盤作業	左官	左官作業
	マシニングセンタ作業	塗装	金属塗装作業
機械検査	機械検査作業	フラー装飾	フラー装飾作業

2 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の隨時実施の技能検定を次のとおり実施します。

受 檢 受 付	随时 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) https://www.oki-vada.or.jp
実技試験問題公表	随时
試 験 実 施	令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

[実 施 職 種]

○ 随時2・3級及び基礎級(37 職種 46 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	ローテー式さく井工事作業	ハンド製造	パン製造作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	ハムソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
機械加工	普通旋盤作業	建築大工	大工工事作業
	数値制御旋盤作業	かわらぶき	かわらぶき作業
	フライス盤作業	とび	とび作業
	マシニングセンタ作業	左官	左官作業
鉄工	構造物鉄工作業	タイル張り	タイル張り作業
建築板金	内外装板金作業	配管	建築配管作業
	ダクト板金作業	型枠施工	型枠工事作業
工場板金	機械板金作業	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
機械検査	機械検査作業	防水施工	シーリング防水工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業		鋼製下地工事作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		ポート仕上げ工事作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
帆布製品製造	帆布製品製作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
布はく縫製	ワイヤツ製造作業	表装	壁装作業
家具製作	家具手加工作業	塗装	建築塗装作業
建具製作	木製建具手加工作業		金属塗装作業
印刷刷	オフセット印刷作業		鋼橋塗装作業
製本	製本作業		噴霧塗装作業
石材施工	石張り作業	工業包装	工業包装作業

※噴霧塗装作業は、随时3級及び基礎級のみ実施。





職業訓練指導員 テクノインストラクター になろう！

職業訓練指導員（テクノインストラクター）とは

- ハロートレーニング等で受講者に、技能・技術の指導によるスキルアップの支援やキャリアコンサルティングによる就職支援を行う、法律（職業能力開発促進法）に基づく『専門職』です。
- 都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（JEED）が設置・運営する公共職業能力開発施設で、約4,500人が職業訓練指導員として活躍しています。



職業訓練指導員（テクノインストラクター）の仕事

① 技術的指導

テクノインストラクターは、就職やスキルアップなどに必要な技能・技術・知識についての指導や就職支援などを行っています。訓練を受講して就職した方からは「おかげで希望の仕事に就くことができました！」といった感謝の言葉をかけられる存在もあります。

訓練の受講者

- ・離職者（これから働く方）
- ・学卒者（主に高校を卒業した学卒者）
- ・在職者（働いている方）
- ・障害者（障害のある方）

② キャリアコンサルティング

受講者に対し、面談やジョブカードの活用によって、受講者1人1人のスキル、個性、職歴等を踏まえた、その人に合ったキャリアコンサルティングを行います。



③ 人材育成・訓練コーディネート

人材ニーズ、地域ニーズ、技術的動向等を把握し、企業などで必要とされている人材を育成するための訓練カリキュラムを作成するなど、訓練のコーディネートを行います。
企業のニーズに応じて、オーダーメイドの在職者向け職業訓練を企画・実施することもあります。

④ 訓練カリキュラム開発

地域ニーズ及びその分野の技術動向に沿った訓練カリキュラム、訓練計画の作成のほか、訓練で使用する教科書、教材、十種装置の開発、実習上の整備等を行います。



テクノインストラクター総合情報サイト 一技で未来を切り開く！



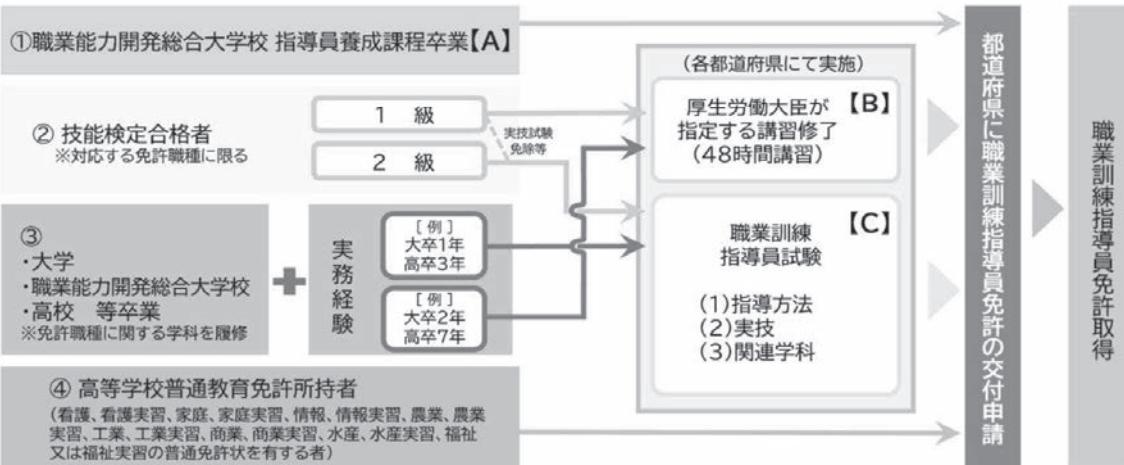
職業訓練指導員を広く認知いただくため、指導員業務の魅力を発信するテクノインストラクター総合情報サイトでは、全国で活躍する現役の職業訓練指導員のインタビューや動画コンテンツのほか、職業訓練指導員になるための情報を発信しています。

職業訓練指導員（テクノインストラクター）になるには？

職業訓練指導員免許が必要です。

- 職業訓練指導員には123種の免許職種があります。（例：機械科、電気科、自動車整備科など）
- 免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、いくつかのルートがあります。

■職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



【A】 職業能力開発総合大学校 指導員養成課程を修了

- (主な養成課程の対象者)
- 訓練技法習得コース
 - … 職業能力開発大学校（応用課程）修了者
 - 訓練技法・技能等習得コース
 - … 大学や高専で関連学科を履修者
 - 実務経験者訓練技法習得コース
 - … 実務経験者
 - 職種転換コース
 - … 普通課程担当資格所持者 など

【B】 厚生労働大臣が指定する講習を修了 (48時間講習)

沖縄県職業能力開発協会では、以下のとおり実施します。

1. 講習内容
職業訓練原理、労働安全衛生、訓練生の心理や関連法規等、職業訓練指導員として必要な知識と指導方法を習得します。
2. 講習内容
講習を受講し、確認試験に合格すると修了証を取得することができます。
3. 申込期間 : 5月頃で2週間程度
4. 講習日程 : 6月頃で1週間程度
5. 受講定員 : 30名程度（定員に達し次第締め切る）
6. 講習会場 : 那覇地域職業訓練センター
(沖縄県那覇市西3-14-1)

※予定であり、変更になる場合があります。
※講習の実施情報は、沖縄県職業能力開発協会ホームページで御確認ください。

【C】 職業訓練指導員試験

- 沖縄県では、以下のとおり実施します。
1. 試験科目 : 学科試験のうち指導方法
 2. 受験資格 : 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される方
 3. 受付期間 : 9月頃から1ヶ月程度
 4. 試験日時 : 11月頃で1時間程度
 5. 試験場所 : 沖縄県立浦添職業能力開発校
(沖縄県浦添市大平531番地)

※予定であり、変更になる場合があります。
※試験の実施情報は、沖縄県ホームページを御確認ください。

（主な受験資格と必要な実務経験の年数）

受験資格	年数
技能検定合格者（1級又は単一等級）	0年
高度職業訓練（応用課程）の技能照査合格者	1年
高度職業訓練（専門課程）の技能照査合格者	3年
普通課程の普通職業訓練の技能照査合格者	6年
大学卒業者（免許職種に関する学科を履修）	2年
高校卒業者（免許職種に関する学科を履修）	7年

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (②)
- ・ 今回の制度改革や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 (③)



求人企業の皆さん



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

② 就業場所の変更の範団 ※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件



今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 ...①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） ...③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 ...②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	○○株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

LL050628 需02

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務 内 容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業 場 所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じことがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契 約 期 間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

【参考】明示するタイミング等について

- ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。
- ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、**労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です**。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- また、面接等の過程で**当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります**。この明示は速やかに行ってください。
- 労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です**。ここでの明示についても、今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo/u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html
今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化） (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。

